

広島県税規則及び広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十五号）（税務課）

一 改正の要旨

1 地方税法及び地方税法施行規則の改正に伴い、延滞金及び還付加算金の割合等の特例について、必要な改正を行った。

延滞金の割合は、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中においては、年十四・六パーセントの割合にあつては当該年における特例基準割合に年七・三パーセントを加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントを加算した割合（当該加算した割合が年七・三パーセントを超える場合には、年七・三パーセントの割合）とする。

還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年七・三パーセントに満たない場合には、その年中においては、当該年における特例基準割合とする。

2 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十六年一月一日